

定 款

平成19年6月22日

株式会社テクノプラザみやぎ

# 株式会社テクノプラザみやぎ定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社テクノプラザみやぎと称する。

英文では、TECHNO PLAZA Miyagi, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 次の事業を営む法人または個人に対する投資、融資の斡旋ならびに技術、経営、販売、財務等に関する指導および情報の提供

- (1) 農林水産業
  - (2) 鉱業
  - (3) 建設業
  - (4) 食料品製造加工業
  - (5) 繊維製品製造加工業
  - (6) パルプ、紙製品製造加工業
  - (7) 化学製品製造加工業
  - (8) 石油、石炭製品製造加工業
  - (9) ゴム製品製造加工業
  - (10) ガラス、土石製品製造加工業
  - (11) 鉄鋼業
  - (12) 非鉄金属製造業
  - (13) 金属製品製造加工業
  - (14) 機械製造業
  - (15) 電気機器製造業
  - (16) 輸送用機器製造業
  - (17) 精密機器製造業
  - (18) 通信業
  - (19) 陸運業、海運業、航空運送業
  - (20) コンピュータソフトウェアの企画製造業
- 2 前号に掲げる事業に係わる研究開発業務ならびにその受委託
- 3 第1号に掲げる事業に係わる物理的ならびに科学的測定および試作ならびにその受委託
- 4 不動産の売買、賃貸、仲介および運営管理
- 5 電子計算機による計算の受委託

- 6 科学機器、医科機器、計量計測機器、事務機器および什器備品の賃貸
- 7 国際、国内会議の企画、誘致および開催
- 8 第1号に掲げる事業に係わる製品、商品の展示会の企画、誘致および開催
- 9 政治、経済、科学、経営、文化等に関する各種研修会の企画、誘致および開催
- 10 工業所有権の移転契約に関する業務
- 11 第1号に掲げる事業を営む法人または個人が製造、販売する製品、商品の販売および輸出入の斡旋
- 12 内外の経済、社会、産業情報の調査、分析ならびに提供
- 13 出版業
- 14 旅行代理店業、広告代理業、運送代理店業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 15 展示場、集会場、競技場、遊技場等施設の賃貸および経営
- 16 建築および土木の設計、監理および請負
- 17 たばこ、酒類、郵便切手、収入印紙、入場券、宝くじ等の販売に関する業務
- 18 食堂、喫茶店の経営ならびに飲食料品および日用雑貨品の販売
- 19 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行ふ。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、72,000株とする。

当社の発行する株式は、すべて普通株式とする。

(株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。

(株券の発行)

第7条 当社は株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡する場合は、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第10条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規則)

第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の再交付およびこれらに係わる手数料その他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするができる。

(株主の住所等の届け出)

第13条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくはその代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に召集する。

株主総会を招集するときは、会日の1週間前までにその通知を発する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってを行う。会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は25名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の職務権限)

第24条 取締役社長は、株主総会、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統括する。

取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役は、それぞれ取締役社長の業務執行を補佐する。

取締役社長欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(業務執行)

第26条 取締役会は、当社の重要な業務執行を決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

(取締役会の招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。取締役会の招集手続きは、取締役および監査役全員の同意を得てこれを省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第29条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第30条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項は、この定款に定めのあるもののほか取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。

(相談役および顧問)

第33条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第35条 当社の監査役は3名とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第38条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第39条 監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

監査役会の招集手続は、監査役全員の同意を得てこれを省略することができる。

(決議)

第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(議事録)

第41条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に掲載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

( 監査役会規程 )

第 4 2 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

( 監査役の報酬等 )

第 4 3 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

( 事業年度 )

第 4 4 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

( 期末配当金 )

第 4 5 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

( 期末配当金の除斥期間 )

第 4 6 条 株主配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過して受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。  
未払いの期末配当金には、利息を付さないものとする。

( 会計監査人 )

第 4 7 条 当会社の会計監査人は 1 名とする。  
会計監査人は、株主総会において選任し、その任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。  
前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、その総会において再任されたものとみなす。

## 第 7 章 付 則

第 7 条については平成 1 9 年 8 月 1 日から効力を生ずるものとする。

沿革（制定）昭和 6 3 年 3 月 1 日  
（変更）平成 6 年 6 月 2 0 日  
（変更）平成 1 4 年 6 月 2 5 日  
（変更）平成 1 5 年 6 月 2 5 日  
（変更）平成 1 8 年 6 月 2 3 日  
（変更）平成 1 9 年 6 月 2 2 日